

# 事業方式の検討方針について

## 1 第8回検討委員会における目的

- 来年度以降実施する事業方式の検討について、検討方針を定める。

## 2 事業方式の検討方針(案)

ごみ処理施設の整備事業及び運営事業の事業方式は、資金調達、設計・建設、施設所有、管理運営、施設撤去の主体の違い（公共か、民間か）によって分けられており、「公設公営」（直営運転、運転委託、長期包括的運営委託）、「公設民営（DBO方式）」、「民設民営（PFI事業）」（BTO方式、BOT方式、BOO方式）があります。

現在の宝塚市クリーンセンターは公設公営方式で建設・運営されており、5年間の運転委託によって運営されています。これを従来方式として、来年度以降、新しく整備するごみ処理施設の事業方式について、PFI導入可能性調査等を実施し、検討を行います。

一般的に、長期包括的運営委託や公設民営、民設民営の場合には、従来方式に比べて、財政的なコストの削減効果が大きくなると言われています。その理由として、以下のことが挙げられます。

- ・ 長期包括的運営委託の場合、薬品等の調達、補修方法等について、長期契約による薬剤等の大口購入や計画的な補修計画など、民間のノウハウを生かして維持管理費の低減が期待できる。
- ・ 公設民営(DBO方式)の場合、自らが運転管理を行うことを前提に施設の設計・建設を行うため、建設費の削減が期待できる。
- ・ 民設民営(PFI事業)の場合、施設建設に係る自由度がDBOより高いため、建設費をさらに削減することが可能となる。(ただし、金利負担や税負担がDBOよりも大きい。)

しかし、事業方式の検討においては、財政的な効果だけではなく、公害防止に係るモニタリング体制の整備、不具合発生時等の責任の所在の明確化、適切なリスク分担やメリット配分、市民サービスや環境保全性の維持または向上などに留意することが重要です。

### 【事業方式のメニュー】

- ・ **運転委託(従来方式)** ※委託期間は1～5年程度
- ・ **長期包括的運営委託** ※委託期間は10～20年程度
- ・ **公設民営(DBO方式)**
- ・ **民設民営(PFI事業)(BTO方式、BOT方式、BOO方式)**

### 【従来方式以外の事業方式とする場合に、特に留意しなければならないこと】

- ・ 公害防止に係るモニタリングを行政主導で実施できる体制が整えられること
- ・ 不具合発生時等の責任の所在が明確であること
- ・ リスクの分担、及びメリットの配分が適切かつ明確であり、
- ・ 従来方式に比べ、財政的な効果が十分に見込まれること
- ・ 市民サービスの質や環境保全性が、従来方式から維持される(または向上する)ことなど

**平成27年度以降、PFI導入可能性調査等を実施し、事業方式の検討を行う**